

沖縄県環境審議会について（概要）

1 都道府県環境審議会について

(1) 都道府県環境審議会の設置根拠

（環境基本法第43条）

第1項 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、都道府県環境審議会を置く。

第2項 都道府県環境審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

(2) 基本的事項

都道府県が独自に環境基本計画を策定する場合の当該計画作成の基本方針など、当該地域の環境保全全般にわたって基本となる事項。

(3) 調査審議させる等

基本的事項の調査審議のほか、法定審議事項、当該地域の環境保全に関する重要事項、個別の行政処分を行うにあたっての審議、審議会の発意による知事への意見具申など、広く環境保全に関する調査審議を行うことができる。

(4) 都道府県環境審議会の法定審議事項について

都道府県は、以下の場合に審議会の意見を聞かなければならない。

①水質汚濁防止法

- ・ 公共用水域、地下水の水質汚濁に関する重要事項（第21条第1項）

②廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- ・ 廃棄物処理計画の策定（第5条の5第3項）

③農用地の土壌の汚染防止等に関する法律

- ・ 農用地土壌汚染対策地域の指定（第3条第3項）
- ・ 当該地域の区域の変更又は指定の解除（第4条第2項）
- ・ 農用地土壌汚染対策計画の協議（第5条第5項）
- ・ 農用地土壌汚染対策計画の変更（第6条第2項）

④大気汚染防止法

- ・ 指定ばい煙総量削減計画の策定（第5条の3第2項）
- ・ 指定ばい煙総量削減計画の変更（第5条の3第6項）

⑤公害防止事業費事業者負担法

- ・ 施行者による公害防止事業に係る費用負担計画の策定（第6条第1項）
- ・ 施行者による公害防止事業に係る費用負担計画の変更（第8条）

2 「沖縄県環境審議会」でこれまでに審議した主な案件

- ① 沖縄県環境基本条例（平成12年3月31日制定）
- ② 沖縄県環境影響評価条例（平成12年12月27日制定）
- ③ ちゅら島環境美化条例（平成14年3月30日制定）
- ④ 沖縄県環境基本計画（平成15年4月1日策定）
- ⑤ 沖縄県廃棄物処理計画（第二期）（平成18年12月28日策定）
- ⑥ 沖縄県水質測定計画、ダイオキシン類測定計画（毎年度）
- ⑦ 沖縄県生活環境保全条例（平成20年12月26日公布）
- ⑧ 沖縄県廃棄物処理計画（第3期）（平成23年3月策定）

3 今後予定している主な審議案件

- ① 沖縄県水質測定計画、ダイオキシン類測定計画（毎年度）
- ② 沖縄県環境基本計画（平成24年度審議予定）

平成19年度から平成22年度「沖縄県環境審議会」審議事項

[平成19年度]

	審 議 事 項 等
第1回 (H19.9.14)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長及び副会長の選任 ・ 沖縄県環境保全条例（仮称）の制定について（諮問） ・ 沖縄県環境審議会について（概要説明）
第2回 (H20.1.16)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」の改正（案）について ・ 沖縄県生活環境保全条例（案）について
第3回 (H20.2.13)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」の改正（案）について ・ 平成20年度水質測定計画（案）及び平成20年度ダイオキシン類測定計画（案）について

[平成20年度]

	審 議 事 項 等
第1回 (H21.2.4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年度水質測定計画（案）及び平成21年度ダイオキシン類測定計画（案）について

[平成21年度]

	審 議 事 項 等
第1回 (H21.8.13)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄県生活環境保全条例に規定するばい煙等の排出基準について ・ 沖縄県生活環境保全条例に規定する環境負荷低減のための行動指針について

[平成22年度]

	審 議 事 項 等
第1回 (H22. 10. 19)	沖縄県廃棄物処理計画（第三期）について
第2回 (H22. 12. 9)	沖縄県廃棄物処理計画（第三期）について
第3回 (H23. 2. 4)	・ 沖縄県廃棄物処理計画（第三期）について ・ 平成23年度水質測定計画（案）及び平成23年度ダイオキシン類測定計画（案）について
第4回 (H23. 3. 1)	・ 沖縄県廃棄物処理計画（第三期）について ・ 騒音に係る環境基準、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域等の見直し(案)について 〈報告事項〉 ・ 沖縄県地球温暖化対策実行計画（仮称）の策定について

環境基本法（抜粋）

（平成5年11月19日法律第91号）最終改正：平成16年6月2日法律第78号

（都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第四十三条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

沖縄県環境審議会条例

（昭和47年9月9日条例第103号）最終改正：平成23年2月9日条例第1号

沖縄県公害対策審議会条例をここに公布する。

沖縄県環境審議会条例

題名改正〔平成6年条例21号〕

（趣旨）

第1条 この条例は、環境基本法（平成5年法律第91号。以下「法」という。）第43条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成6年条例21号・11年44号〕

（名称）

第2条 法第43条第1項に規定する審議会の名称は、沖縄県環境審議会（以下「審議会」という。）とする。

追加〔平成11年条例44号〕

（組織等）

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 公益を代表する者
- (3) 住民を代表する者
- (4) 産業界を代表する者
- (5) 関係行政機関の職員

一部改正〔平成11年条例44号〕

（任期）

第4条 前条第2項第1号から第4号までに掲げる者のうちから委嘱される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成6年条例21号・11年44号〕

（会長及び副会長）

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

一部改正〔平成11年条例44号〕

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

一部改正〔平成11年条例44号〕

(専門委員)

第7条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があると認めるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

- 3 専門委員は、審議会に出席して意見を述べることができる。

- 4 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

一部改正〔平成6年条例21号・11年44号〕

(幹事)

第8条 審議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

一部改正〔平成11年条例44号〕

(資料の提出等の請求)

第9条 審議会は、その所掌事務に関し必要があると認めるときは、関係機関に対し資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

一部改正〔平成11年条例44号〕

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

一部改正〔昭和48年条例74号・平成9年31号・11年44号・23年1号〕

(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

一部改正〔平成11年条例44号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年12月24日条例第74号抄)

- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年7月22日条例第21号)

この条例は、平成6年8月1日から施行する。

附 則 (平成9年12月26日条例第31号抄)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年12月27日条例第44号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月9日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。